

鼎足事務官の後姿

道家紫蘭

内務省土木局道路課に十數年間名物男として其名を唄はれて居つた好君田中氏が官界から足を洗つたので其の後はどうなるかとの聲を種々の方面から聞かされた佐藤利恭氏は「田中好君を送る」の前號所載の文中に一言せられておるが此疑問は筆者も亦屢々耳にする處であつた。或雜誌には「久しい間の沈滞氣分を破つて涼風茲に至り、新進の拔擢を見るに至つた」との一文句を述べて居るが、まさか田中君が土木局の空氣を沈滞せしめて居つたものとの意ではなからう。淺香生の「田中好氏の横顔」に、「同氏としては地方局入りは勝手が違ひ稍々難有迷惑の感もないでもなかつたらしい……明治以來の慣習や舊習に捉はれ前例を尙ふ仕事振りには、何時も新進を考案し理論に生

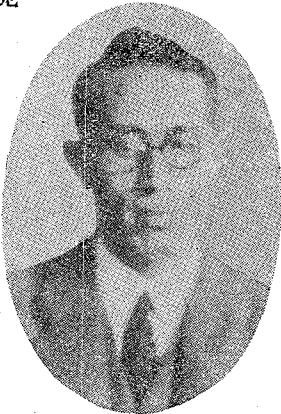
きる氏としては堪へ難い苦痛であつた事を想像し得る」とあるに徴しても空氣沈滞の同君ではなかつたことが確認せらるる。乍去同氏去ての後をどうするか之は少くとも上司をして頭を悩ました事件であつたに違ひない、「あの繁激な道路課の事務を一人で引受けて處理した、従つて多少專政君主の非難はあつたけれども、君は遂に夫れを爲し遂げた、然し君の去つた後のことを憂慮する向もあつた位である、私は氏の爲めに將又氏の去つた後の道路課の爲めに其專政的なり方を改めて、道路なり軌道なり夫々の主任者を定めて分擔せしめ各其の責任に依つて事務を處理するの可なることを注言した事もあつた」と佐藤利恭氏は「田中好君を送る」文中に述べて居るが友を知るの至言である

定に事理に適した意見である、夫れで田中氏の去つた後は
 果然三人の事務官が道路課に勤務することとなつた、鼎足
 事務官が構成せられた、即ち土木事務官近藤欣一氏が河川
 課から轉勤し土木事務官谷口松雄氏は道路課に居残り道路
 課員内務屬藤村藤治氏が拔擢せられて事務官となり同課に
 勤務することとなつた、課内の評判は三

人事務官はどうして統一されて行くか

近藤事務官が主班となつて前田中事
 務官の執り來た通り他の二事務官を
 副として君臨し一手で課全體の事務
 を處理し行くかどうかと云ふに在つた
 が佐藤利恭氏の意見と合致した措置を見
 るに至つた、仄聞する處によると、

- 一、道路の監督に關する事項 近藤氏主任で藤村氏副
- 一、土地收用に關する事項 同 上
- 一、軌道に關する事項 近藤氏主任で谷口氏副
- 一、地方鐵道に關する項 同 上



- 一、自動車運輸事業及自
 動車道に關する事項 谷口氏主任で近藤氏副
- 一、道路費補助に關する事項 同 上
- 一、上下水道に關する事項 谷口氏主任で藤村氏副
- 一、豫算編成に關する事項 藤村氏主任で近藤氏副
- 一、直轄工事に關する事項 同 上

と云ふ風に事務を分擔して各責任
 を盡す事となつた、實に之れあるか
 なるである、而かも他の課員は地方別
 に其事務を分擔することで事務の處
 理上恰當の任組と云はなければなら
 ぬ、道路課の陣容は斯くの如く整備
 された、其統帥者は勿論新居道路課
 長であることは言を要しない所である、由來三位一體と云
 ひ、天地三才と云ひ、歳の三元、親しむべき三友、最も尊
 ぶべき三官位、佛法の三天又は三身、我國祖神の三柱、三
 軍等々の三と云ふ數の必要にして尙ふべきものはない英國
 でメートル法に反對する理由は其位數の三で分つことを得

ざると云ふに在りとか嗚呼三なるかな、道路課は將來此鼎足事務官に依つて事務が處理せられ行くのである、其の機構で十分に能力を發揮するに於ては路政界の躍進は期して俟つべきものと信ずる。

鼎足を構成する各事務官の後姿や如何と見るに、

近藤事務官は舊名を甚七と稱し明治二

十四年九月を以て三重縣桑名郡深谷村

大字上深谷に生れられて當年四十四

歳と云ふ働き盛である、大正元年十

二月に一年志願兵として第三師團歩

兵第三十三聯隊に入營同年十一月には

軍曹に翌三年七月に陸軍曹長に五年三月

には陸軍歩兵少尉となられて正に帝國陸軍の將校である、

そして學歴官歴は私立海城中學校、私立法政大學專門部政

治科を卒業せられ文官普通試験をパスし大正七年六月に愛

知縣屬となり同十一年七月には内務屬に轉し土木局河川課

に勤務し昭和四年七月に土木事務官を兼任同七年九月には

土木事務官に専任せられ今回（九年九月十五日）道路課に

轉勤せられた、氏の曰く「僕は道路課に來たが河童の陸上

りで何にも出来ない」と謙遜されたが中々以て左にあらす、

「水利と土木」に連載されてゐる田中野狐禪氏の「河童漫

錄」に依ると一口に河童と稱するも其種類は澤山であると

見らるゝが、此河童事務官は河川課

近 在勤中橋梁の橋脚や沈石や堤防道

路の路床の工事振や道路の構造乃至

藤 路政に關しては入知れず注意し研究

されて居る而かも黙々として語らざ

る如くして、醉至れば懸河の辯を振

氏 是るゝ所を見れば普通の河童にあら

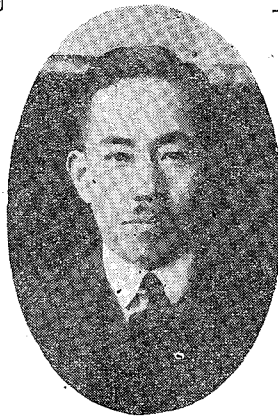
ざることが證據立てらるゝ、將來路政界に其緻密な腦力を

發揮せらるゝことは疑ふの餘地がない乞ふ之を他日に期待

せんかなである。

谷口事務官は道路課に居据はれた、君は廣島縣の産で明

治三十九年四月廣島市大願賀町で呱呱の聲を上げられた、



今三十九歳である。幼にして穎悟の兒であつたと聞いて居る、大正五年廣島私立修道學校を卒業せられて同八年八月同縣の土木技士となられた。同十一年五月に内務屬となつて、土木局道路課に勤務せられたが昭和二年六月には茨城縣道路主事となられて地方土木行政の實務を執ること五ヶ

年間で同七年十一月に内務省土木事務官

に任ぜられて再び土木局道路課に勤務

せらるゝこととなつて爾來田中事務

官の相棒となつて今日に至つた、熱

心に事務に従事し田中事務官の女房

役として克く後顧の憂なからしめたも

のだ、田中氏がピシ／＼と課員を手厳し

く獎勵指導して少しも假借する處がなかつたので其嚴父の

態度に對し谷口事務官は時に慈母の態度に出られたものだ

顔で笑つて心で泣いた事もあつたであらう、元來此十八公

先生即ち居座事務官は世の辛酸をなめ盡されて居る、夫れ

漫 錄

らるゝのである、わしや何にも分らんぞ永く居つても一向に判らんよ」とは言ふものゝ其執務振はあざやかなものである、若し夫れ課員と共にスポーツ場に出てた姿は實にスバラシイもので颯爽たる風手には獨りアツバツバ女達をして垣間見せしめるに止まらんやである。

藤村事務官は今年三十五歳の若盛りである、即ち兵庫縣宍粟郡千種村

河呂と云ふ處で明治三十三年九月十

村 八日に生れられた、むつつりした温

順な性質で兩親の寵愛一方ならざり

氏 して傳へられて居る、大正九年十一

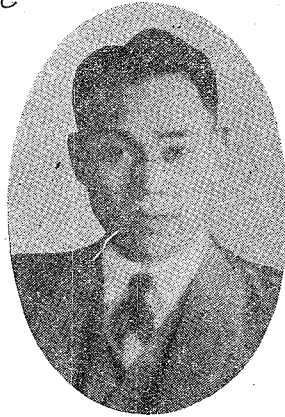
月大藏省の文官普通試験に合格し後

中等學校教員の資格をも獲られ居ると聞いて居る、大正九年十一月に稅務署屬となられた事がある、同九年十二月に

徴兵せられ歩兵第十聯隊に入學十一年八月下士適任證書を

受けられた、初め兵庫縣土木課道路書記に任命せられたが

昭和三年三月關西大學專門部法律學科專科を卒業せられて



翌四年四月内務屬を命ぜられ爾來土木局道路課に勤務し本年九月十五日拔擢せられて土木事務官に任ぜられ道路課鼎足事務官の一脚に當らるゝ事となつた、君が數理に精通し、又法規に通達し營々致々として其事務に従事し毫も倦む所を知らざるの態度は道路課に出入するもの見逃すことの出来ない所である、君が拔擢せられたのも決して故なき事でない、平凡なる如くして凡ならざるは蓋し君に於て之を見るに云ふべきであらう、當歲事務官の將來に期待する所少からざるは筆者のみでなからう。三人寄れば文珠の智慧とは云ふが智者三人よればどうなるか道路課今や三德具はつて事の成らざるなく三稜鏡に照らされて色の分析を見ざることなきの状況を呈するのである。

三事務官の後姿を瞥見すると、斯の如きものだ、此三人三様の事務官が互にもちつもたれつ、がつちり鼎足となつて協力し行かれ敢て鼎の輕重を問はる事なき様にと祈る次第である。老子曰く夫れ我に三寶あり持して之を保つと道路課に三事務官あり筆者は謹んで其自愛を希ふのである。

おもしろひ府縣名

- 強い人には 神奈川県
- 亡つてころんで 大分縣
- 試験の勉強は 秋田縣
- 僕の洋服新 潟縣
- 大きな法螺を 福井縣
- 鐵砲かついて 鳥取縣
- 富籤當りて 徳島縣
- 喇叭プカカ 福岡縣
- 足を踏んで は 鳥根縣
- ズツと胸をば 廣島縣
- 知らないことは 東京府
- なでてさすつて 愛知縣
- 夏の山々 青森縣
- 急いた近道 茨城縣
- 年はとつても 和歌山縣
- 毛唐の名前は 長崎縣
- 櫻の花も 埼玉縣
- 篤くと心を 静岡縣
- 力づくでは 香川縣
- むざんな目には 大阪府